平成２４年（再ロ）第６号

京都府城陽市寺田東ノ口17番地の24
再生債務者　柏原　祥人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月13日まで

平成24年８月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第４号

札幌市西区八軒６条西８丁目１番15―705号
再生債務者　兼子　敬三

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月13日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第２号

群馬県太田市大久保町２番地９
再生債務者　清水　貴文（旧姓新井）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月10日

前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号

京都市左京区岡崎東福ノ川町７番地の３
再生債務者　山森　一央

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第３号

佐賀県鹿島市古枝甲340番地５
再生債務者　江崎　欧文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年８月８日　佐賀地方裁判所武雄支部

外国倒産処理手続の承認の取消し

平成２３年（承）第４号

大韓民国釜山広域市中区中央洞４街19三湖中央ビル６階
債務者　三湖海運株式会社
代表者管理人　シン・ヨンジュ

1　主文　外国倒産処理手続の承認を取り消す。

2　理由の要旨　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条１項４号に定める事由がある。

平成24年８月９日

東京地方裁判所民事第８部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＮ、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続しＮ、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・丙）

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一六一号）

（Ｎ）

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　九十七頁（号外第一六一号）

（丁）

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　九十四頁（号外第一六一号）

平成二十四年八月二十一日

千葉県柏市篠籠田一四〇〇番地
（甲）オリエンタルモーターテック株式会社
代表取締役　三好　晋司

山形県鶴岡市宝田一丁目一三番三〇号
（Ｎ）オリムエーテック株式会社
代表取締役　斎藤　博

福島県相馬市大野台一丁目１番地の三
（丙）オリムエーテック相馬株式会社
代表取締役　戸沢　修

秋田県能代市扇田字扇渕四番地九
（丁）能代オリエンタルモーター株式会社
代表取締役　山崎　俊行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　一〇二頁（号外第一六一号）

（Ｎ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十六日
掲載頁　一〇二頁（号外第一六一号）

平成二十四年八月二十一日

東京都品川区南大井三丁目四番一〇号
（甲）株式会社竹虎
代表取締役　竹下　雄大

東京都品川区南大井三丁目四番一〇号
（乙）竹虎ヒューマンケア株式会社
代表取締役　竹下　雄大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月十四日
掲載頁　三十五頁（号外第一七五号）

平成二十四年八月二十一日

東京都中央区日本橋兜町一六番三号
（甲）大陽燃料株式会社
代表取締役　松本源太郎

東京都中央区日本橋兜町一六番三号
（乙）大陽商行株式会社
代表取締役　松本源太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲及び乙は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十四年八月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.s-tcn.com
（乙）http://www.sanyo-elec.co.jp
平成二十四年八月二十一日

東京都北区中十条四丁目一六番一一五号
（甲）サンコムテクノロジ株式会社
代表取締役　工藤　康行

東京都北区中十条四丁目一六番一一五号
（乙）三陽電設株式会社
代表取締役　工藤　康行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年九月二十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十九日
掲載頁　七十二頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十九日
掲載頁　七十二頁（号外第一四三号）

平成二十四年八月二十一日

東京都品川区東五反田五丁目二二番二七号
（甲）株式会社キャプティ・ライブリック
代表取締役　山東　孝好

東京都大田区山王三丁目一四番一七号
（乙）東京ガスライフバル東大田株式会社
代表取締役　吉田　宗弘